

**高崎市薬剤師会所属 (株)サンアイエム企画 アイケイ薬局  
無菌調剤室の共同利用の概要**

(株)サンアイエム企画アイケイ薬局に設置されました。

無菌調剤室を共同利用されたい薬局は届出をお願いします。

共同利用には利用料がかかります。ご注意ください。利用料は下記の表のとおりです。

利用料金（1回）	高崎市薬剤師会会員の場合	500円
利用料金（1回）	高崎市薬剤師会非会員の場合	2,000円

※別途消耗品代がかかります。

**共同利用の申し込み手順**

- (1) 契約書を(株)サンアイエム企画アイケイ薬局と貴薬局間で取り交わしてください。2部作成していただき1部を(株)サンアイエム企画アイケイ薬局へ提出してください。日付は作成していただいた日で結構です。
- (2) 無菌調剤室共同利用の指針を作成してください。  
※これは貴薬局のための指針となります。(雛形を参考にして下さい。)
- (3) 関東信越厚生局に提出する書類は以下のものになります。
  - ①特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添2）
  - ②様式88(1無菌処理施設・設備の項目は記入する必要はありません。)
  - ③契約書の写し
- (4) (株)サンアイエム企画アイケイ薬局が行う講座を受講していただきます。  
講座：手技の実技研修、基礎（無菌調剤とは）から(株)サンアイエム企画アイケイ薬局の無菌調剤室の使い方の説明。  
※受講により無菌調剤室使用者登録名簿に登録され共同利用が可能となります。

**【注意事項】**

高崎市薬剤師会の会員で、高崎市薬剤師会が主催する講座の参加費は500円です。  
非会員の方や個別に講座を受講したい方は講座費用5000円となります。  
(無菌調剤の経験がある方は講座免除有り。)

- (5) 保健所に届出をしてください。(共同利用が可能となった後)
  - ①変更届(様式第六)
  - ②構造設備表
  - ③平面図((株)サンアイエム企画アイケイ薬局の無菌調剤室)  
⇒(株)サンアイエム企画アイケイ薬局に用意してあります。
  - ④契約書の写し
  - ⑤指針
  - ⑥無菌調剤室運用マニュアル⇒(株)サンアイエム企画アイケイ薬局に用意してあります。保健所への届出は、初めて共同利用を行った日の1ヶ月以内での届出でも可ですが、共同利用が可能となりましたらできるだけ早く届出を行ってください。
- (6) (株)サンアイエム企画アイケイ薬局無菌調剤室利用要綱、使用マニュアルをご確認ください。
- (7) 利用料金表をご確認ください。
- (8) 無菌調剤室利用予約申込書により使用申込みをしてください。

## 《関東信越厚生局に提出する書類のダウンロード方法》

- ① 関東信越厚生局のホームページを開く。
- ② 「申請等手続き」 ⇒ クリック
- ③ 指導監査課・事務所 ⇒ クリック
- ④ 「施設基準の届出等」 ⇒ クリック
- ⑤ 令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて  
特掲診療料の届出一覧（令和2年度診療報酬改定） ⇒ クリック
- ⑥ 特掲診療料の届出一覧の下部にあります。  
整理番号 2-424 “無菌製剤処理加算”にある2種類の書類です  
※2020年9月現在